

さくら市オンライン学習環境整備等支援事業費補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	現在、光回線・モバイルルーターの契約はなく、保護者のスマートフォンを子どもと共用しています。 <u>新たに光回線の契約をした場合、対象となりますか？</u>	インターネットを利用できる通信回線がスマートフォンだけの家庭において、新たに光回線の契約を締結する場合、 <u>対象となります。</u>
2	<u>新しく子ども専用のスマートフォン（又はセルラーモデルのタブレット）を通信無制限で契約したいのですが、対象となりますか？</u>	スマートフォン及びセルラーモデルのタブレットの契約は <u>対象となりません。</u>
3	既に光回線の契約をしていますが、無線環境がありません。Wi-Fiを利用するために購入したルーター・アクセスポイント代は対象となりますか？	<u>対象となります。</u> ただし、 <u>既にご家庭内にWi-Fi環境がある場合の増設分は対象外</u> となります。
4	これまでアパートの賃貸契約にインターネット利用料が含まれていて利用環境が整っていたのでそれを利用していましたが、 <u>引っ越した先にはインターネットの利用環境がなかったため、新しく光回線の契約を締結しました。対象となりますか？</u>	<u>契約日が事業の対象期間内であれば、対象</u> となります。補助金は、1世帯1回のみでの交付ですので、転居の予定がある場合は申請時期をよくご検討ください。
5	インターネット契約とあわせて光回線を引くための工事を申し込みましたが、家庭内でWi-Fiを利用するためのルーターは家電量販店で別途購入して設置しました。 <u>支払先が複数に分かれていても、対象となりますか？</u>	工事費、機器購費ともに、本事業の要件を満たしていれば、 <u>支払先が異なる場合でも対象</u> となります。
6	<u>対象経費は、具体的にどんなものが対象となりますか？</u>	インターネット回線を利用するために行われる <u>工事費、回線を利用するために必要となる機器の購入費、契約手数料</u> が対象となります。 インターネットを利用するためのパソコンやタブレットといった <u>端末の購入費及び通信料は対象外</u> です。
7	回線の契約者を父親として契約しましたが、支払いを母親の口座から引き落としにしました。対象となりますか？	対象となる児童生徒の属する世帯に対しての支給のため、 <u>契約者と支払者がともに保護者であれば対象</u> となります。

8	<p>さくら市に住んでいますが、<u>さくら市外の中学校に通っています。</u>対象になりませんか？</p>	<p>この事業は、さくら市の小中学校において臨時休業があった場合に、各家庭でオンライン学習を行うための環境整備を推進することを目的としています。</p> <p>このため、さくら市に住んでいる方でも市外の学校へ通っている場合は<u>対象外となります。</u></p> <p>ただし、きょうだいのうち、<u>さくら市立の小中学校に在籍しているお子様が</u>いる場合は、<u>対象となります。</u></p>
9	<p><u>他市町からさくら市に引っ越し</u>してきました。新しく光回線の契約を契約しましたが、対象となりますか？</p>	<p>さくら市に転入した時点でスマートフォン以外にインターネットの利用環境がない場合、<u>対象となります。</u></p> <p>ただし、転入前に締結していた光回線を引き続き利用する場合は、対象外です。</p> <p>また、区域外就学により転入前の市町村の学校に通う場合も、対象外です。</p>
10	<p>整備費は補助してもらえるとのことですが、インターネット契約は複数年にわたる契約が一般的で、この先通信料が継続的にかかってきます。</p> <p>費用の事を考えると、契約するか悩んでしまいますが、インターネットの整備はどうしてもしなければいけませんか？</p>	<p>この事業は、オンライン学習を実施するために家庭においてインターネット環境の整備を行った方への支援を行うとともに、今後、再び臨時休業が行われた場合、さくら市の学校に通う児童生徒の学習機会を確保するためにオンライン学習を実施できる環境を各家庭において整備していただくことを目的としています。</p> <p>臨時休業時以外においても、タブレット等を用いたオンライン学習の機会は、増えていくものと考えられるため、この機会にインターネット環境を整備していただけるようお願いいたします。</p>